

論文の和文要旨

論文題目	グリム『昔話集』 ——グリムの加筆と「神話」へのまなざし——
氏名	西口拓子

『グリム童話』として世界に知られる、ヤーコプ・グリム（1785-1863年）とヴィルヘルム・グリム（1786-1859年）による『子どもと家庭のための昔話集』（以下『昔話集』と略す）は、これまでさまざまなキーワードと共に語られてきた。例えば、民話（Volksmärchen）——創作昔話（Kunstmärchen）、昔話の信憑性、性差別、残酷、などである。

『昔話集』の序文には、昔話を忠実に収集したというグリム兄弟の方針が示されており、初期の研究では、彼らが昔話の忠実な収集に先鞭をつけたとして『昔話集』は高く評価されていた。ところが、その後民俗学が発展し昔話が実際に厳密に集められるようになると、グリム兄弟の『昔話集』は「信憑性」がないという批判を浴びることになった。なぜなら、グリム兄弟は改版の過程で、昔話に手を入れているからである。その上、グリム兄弟による加筆は時代の規範に捉われており、それは例えば性差別を助長しているとして、20世紀後半にはさらなる批判の対象とされてきたのであった。

こうした議論的になるグリム『昔話集』の加筆についての研究は、およそ1世紀前に始められた。初期の重要な研究であるトヌラの論文（1912年）はフランス語で書かれていたため、これまで日本では全くと言ってよいほど言及されていない。さらにトヌラが考察の対象外とした、刊行前の手稿（1810年手稿）と初版の比較を行ったフライタークの博士

論文（1929年）も同様である。本論第Ⅰ部では、それら両者の研究の紹介を兼ねつつ加筆の具体例を示し（さらに詳細な例は別冊資料として掲載）、その他の研究者の指摘も混ぜながら、グリム兄弟による加筆を包括的に考察する。

例えばグリム兄弟は改版の過程で、諺や慣用表現などを昔話に盛り込むだけでなく、文法的な間違いを直すなどの書きかえを行っている。これらは、聞き書きした通りに再録する「信憑性」のある民話からは逸脱させるかもしれないが、創作昔話に近づけたと言わしめる性質の書きかえではない。それでもなおこうした指摘を受けたのは、グリム兄弟が「理由づけ」をはじめとした描写を増やしたためである。第Ⅰ部においては、グリム兄弟がどういった点において描写を増やしているのかということを詳しく考察し、第Ⅲ部での比較の前提とする。さらに注目するのは、グリム兄弟が、残酷さを弱めたり、道徳的にするといった方法で、昔話を市民（Bürger）の子どもが読んだり聞いたりするのに適したものに変えたという側面があることである。こうした書きかえは、時代背景を踏まえれば容易に理解される。というのも、グリム兄弟が『昔話集』を刊行したのは、ビーダーマイヤー時代ともよばれる時期で、子どもの教育への関心が高まり、子ども向けの本への需要と要請が増していった時代だったからである。

ところが、『昔話集』全体を見渡してみれば、昔話の全てが説教臭い子ども向けの安全な話にされてしまったわけではなく、非常に人間臭い話も掲載されていることが分かる。願い事を叶えてくれると言う神の申し出に対し、「天国に行くこと」を願う敬虔な夫婦がいる一方で（KHM 087）、必勝トランプと必勝さいころをもらう賭博きちがいの男が登場する話もある（KHM 082）。また、妊娠という状況が加筆によって隠される一方で（KHM 012）、不倫——その試みは失敗するのだが——がユーモラスに描かれている話もあるのだ（KHM 061, 095）。つまり、時代の要請に合わせる形で子ども向きに書きかえる傾向があつたにしても、その傾向から見れば書きかえられていても不思議ではないものが、『昔話集』には残されているのだ。これまでの研究では書きかえは注目されても、それでもなお書きかえられていない部分は考察されてこなかった。

ではなぜグリム兄弟はこうした話を書きかえていないのだろうか。それは何より、グリム兄弟の昔話観にかかわっていると言えるだろう。

すなわちグリム兄弟は、昔話を神話の残滓と見なしていたのである。そして具体的にどのようなところに神話の残滓を見出していたのかということは、『昔話集』に付けられた『注釈篇』（第3巻）やヤーコプの著した『ドイツ神話学』に記されている。本論第Ⅱ部で

は、それらの記述を詳しく考察する。すると、グリム兄弟が非常にささいなことにまで「神話」を見出していたことが分かるのである。グリム兄弟は、ゲルマン神話との関連で、『エッダ』やサガとの共通点を指摘するだけでなく、さらには中世の叙事詩との関連などにも言及をしている。しかもグリム兄弟に特徴的なのは、そうした神話や伝承とのつながりの範囲をドイツに限定していないことである。つまり、グリム兄弟が想定していたつながりの範囲はインド・ヨーロッパなのだが、こうした捉え方は、グリム兄弟が生きた時代の思潮とも深く関連している。その時代とは、ちょうどインド・ヨーロッパに共通の祖語の実証が試みられた時代でもある。とりわけ兄のヤーコプは『ドイツ文法』で「グリムの法則」を発表するなど、積極的にその議論にかかわっていた。そして昔話の場合にも、やはり同じようにインド・ヨーロッパに共通の源が存在したと仮定していたのである。だからこそ『注釈篇』(第3巻)において、『ラーマーヤナ』などの古代インドの叙事詩と自分たちの集めた昔話との関連まで視野に入れた言及をしているのだ。

こうしたグリム兄弟の「昔話—神話観」に照らしてみれば、書きかえられることなく『昔話集』に収録している話の中には、グリム兄弟が「神話」を見出していたことが推察される。ここでは「神話」と一括りに言っているが、この場合ゲルマン神話に限定しているのではなく、中世の叙事詩や、既に言及したように、インド・ヨーロッパという共通の源が想定される域内に現れている伝承のつらなりも含めた意味で用いている。こうした広い射程で、グリム兄弟は昔話を捉えていたのである。

こういったグリム兄弟の昔話観をふまえて、第Ⅲ部では、「昔話集」の嚆矢と言われるイタリアのストラパローラとそれに続くバジーレ、フランスのペローやオーノワ夫人、ドイツのムゼーウスやハウフ、ベヒシュタイン、ティーグラが集めた(あるいは創作した)昔話との比較を行うことで、グリムの昔話の独自性を探っていく。その際、第Ⅰ部で考察したグリム兄弟による加筆の特徴を参考とする。例えば、グリム兄弟は「理由づけ」の描写を改版の過程で増やしている。創作昔話においては、とりわけ不思議な出来事を合理的に説明(理由づけ)しようという傾向が見られる。例えば、ムゼーウスの「リヒルデ」では、ブランカ(白雪姫)は継母リヒルデによって三度殺されそうになるが、なぜ死んだような状態になり、後になって目覚めたのかということを、ムゼーウスは合理的(科学的)に説明しようと試みている。しかしグリム兄弟にはこうした関心は見られない。また全体的に見ても、グリムの昔話は、他の創作昔話ほどには描写は多くなく、創作昔話とは明らかに一線を画していることが分かる。そしてグリム兄弟はさまざまところで「神話」への言

及をしており、「神話」へのまなざしを感じさせるが、その昔話からは描写欲はさほど感じられない。ある。

とはいえたる兄弟の昔話は確かに加筆がなされているため、忠実な再録という「信憑性」のある民話とは見なされない。よって、グリム兄弟の昔話は、「創作昔話——民話」という両極のカテゴリーには収まりきらない独特のものと見なされ、「本になった昔話」(Buchmärchen)、または「グリムというジャンル」(Gattung Grimm) という独自の呼び方を生み出しました。

さらに他の(創作)昔話との違いが際立っているのは、悪人に対する罰である。グリム兄弟の「灰かぶり」に相当するのは、ペローでは「サンドリヨン」、オーノワ夫人では「サンドリオン・フィネット」であるが、どちらの話の終結部においても、意地悪な(継)姉を、寛容な女主人公が許している。それに対して、グリムにおいては、継姉ふたりは、鳩に両目をつつき出され、一生目が見えなくなるという罰を受けている。しかも、この残酷な罰は、第2版よりグリム兄弟によって付け加えられたものである。グリムの昔話に時折見られるこうした残酷さは、批判されることも少なくないが、グリム兄弟の場合、罰を受ける者の苦しみや痛みを描写したり、恐怖心を煽るような描写をすることはない。やはりここでも創作昔話特有の描写欲は感じられない。さらに、グリム兄弟による言及を考察していくと、こうした罰も、伝承のつらなりの中で捉えられていたことが推察される。またヤーコプの『ドイツ法故事誌』の刑罰の章には、「灰かぶり」に関する言及こそないものの、『昔話集』の中のいくつかの罰を参考するようにとの指示がなされている。こうしたことからも、グリム兄弟が昔話の中に古代の刑罰の名残りさえも見出していたことが分かるのである。

本論ではグリム兄弟による加筆を端緒として、主にグリムの『昔話集』と『神話学』とのつながりを考察したが、今後は『ドイツ法故事誌』などからもさらに考察を進めることが出来るだろう。グリム兄弟は多岐にわたる研究を行っていたが、それらはみな互いに関連し合うものと考えていたため、グリム兄弟の包括的な研究全般を視野に入れるような研究によって、『昔話集』の新たな一面が明らかとなる可能性がある。これまでの『昔話集』の研究は日本においても世界的な視野においても、もっぱら昔話の範疇のみでなされてきた。本論文が、そういった広い射程の中にグリム『昔話集』を置きなおし、その独自の位置と意義への新たな研究への布石となれば幸いである。